

平成 22 年 3 月 16 日

お客さま 各位

建築確認検査及び住宅性能評価業務手数料の改定について

株式会社 広島建築住宅センター

平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

近年における住宅着工件数の大幅な減少のなか、弊社は迅速・公正・親切なサービスを低料金で提供してまいりましたが、今後とも同様なサービスを安定的に続けるため、やむを得ず、建築確認検査及び住宅性能評価業務に係る手数料を下記のとおり一部改定させていただきますことになりました。

これからも安心して安全な住まいづくりをサポートし、より一層のサービスに努めてまいりますので引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

- < 新料金表 >
- ・ 建築確認検査業務（建築物のみ） ... 【別紙 1】のとおり
 - ・ 住宅性能評価業務（戸建住宅のみ） ... 【別紙 2】のとおり
- < 適用期日 > 平成 22 年 4 月 15 日（木）から
- < 経過措置 > 平成 22 年 4 月 14 日までに確認申請又は事前審査を引受けたものに係る確認申請・中間検査・完了検査については、旧料金の適用をします。

＜建築物確認検査手数料一覧＞

※平成22年4月15日から適用

床面積の合計(m ²)※1・※2		区分別料金(円)※7				
		確認申請	中間検査※3		完了検査※4	
			かし保険有	かし保険無	中間検査有	中間検査無
100以内	法6条の3該当※5	14,000	11,000	13,000	14,000	15,000
	上記以外	21,000	16,000	18,000	19,000	20,000
	構造計算有※6	35,000				
100～200以内	法6条の3該当※5	20,000	14,000	17,000	21,000	22,000
	上記以外	27,000	20,000	23,000	26,000	27,000
	構造計算有※6	47,000				
200～500以内	法6条の3該当※5	28,000	18,000	22,000	32,000	33,000
	上記以外	50,000	40,000	44,000	44,000	45,000
	構造計算有※6	70,000				
500～1,000以内		95,000	69,000	75,000	80,000	85,000
1,000～2,000以内		130,000	96,000	105,000	110,000	115,000
2,000～3,000以内		210,000	110,000	125,000	135,000	140,000
3,000～4,000以内		270,000	135,000	150,000	170,000	175,000
4,000～5,000以内		330,000	155,000	175,000	195,000	200,000
5,000～10,000以内		380,000	170,000	190,000	220,000	225,000

※1 同一棟の増築の場合は、増築部分の面積に既存部分の面積の1/2を加算した面積とします。

※2 計画変更の場合は、当該変更部分の面積の1/2を床面積の合計とします。ただし、その面積が30㎡以内の場合は5,000円、30～100㎡以内の場合は9,000円とします。

※3 中間検査の場合は、当該検査部分の面積の合計とします。

また、当社の住宅かし保険の検査と同時に行う場合は、「かし保険有」の料金を適用します。

※4 当社が中間検査を行っているものについては、「中間検査有」を適用します。

※5 法6条の3に該当するもののうち、型式適合認定、型式部材等製造者認証に係るものについては、別途協議により減額します。

※6 法律上、構造計算書の添付が必要な建築物の場合に適用します。

※7 多量の申請が見込める場合、業務量の削減ができる場合などは別途協議により減額します。

<戸建住宅性能評価料金(消費税込, 単位:円)> ※平成22年4月15日から適用

床面積の合計	設計評価※1		建設評価※2	
		型式※3		型式※3
200㎡以内	50,000	35,000	90,000	63,000
200㎡超	60,000	42,000	100,000	70,000

※1 建築基準法第6条の2第1項の確認と同時申請の場合は、15%減額します。
(100円未満切捨て)

※2 建築基準法第7条の2第1項及び同法第7条の4第1項の検査と同時申請の場合は、10%減額します。

また、他機関が設計性能評価を行っている場合は20,000円加算します。

※3 住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者の場合の料金です。